

- 一、年課中ノ全費用ハ會社ニ於テ負担スルコト
- 一、従業員ニ對シテハ絶対暴圧ヲ加ヘサルコト
- 一、退職手續全額決定

一、勤続年限應々年未滿ハ其日給ノ三十日分
 二、三年以上三年近ハ應々年ニ對シテ日給四十五日分
 三、五年以上五年近ハ應々年ニ對シテ日給六十日分
 四、八年以上ハ八年近ハ應々年ニ對シテ日給七十日分
 五、八年以上ノ勤続者ニハ應々年ヲ増ス毎二日給十五日分
 ヲ加フ

一、労働賃銀ノ分割押へ又其延滞絶対反對

昭和五年六月九日

以上

皇會社

社長

星

一

股

星 専 議 員

印

別記三

諸君は争議を始めて早也松日以上に在ります。この間に非常な苦しみ事々としてこれた事があったに違ひありません。御座る手當が三年も勤められたら三月令りの金も増らし、警官も増え、本部をどう敷のまゝで上り諸君を遣はらったり社会の女も男も困るに違ひなく、諸君をおどかしたり、赤警隊は夜々諸君を列展つてなぐつたりあどみしたりしてこの事を一つでも考へて見ても我々労働者を馬鹿にしてゐる。警察は会社の手先となり、会社は果敢に困るやどう金を取りなぐり我々を失業の災災中へ追ひ込んぬる。生計をなうはつて居る我々労働者はどんな事かあつても自分自身の生計を守り權利があるのです。この正しい要求を掲げて諸君を争つて居る。労働者は労働者と曲民とは同く握手した同盟体です。労働者と曲民の利益の為ならどんな犠牲を講つても労働者は主と斗つて政変せず我々東京支部聯合会が在る支部、地方支部とに諸君の抗議を立して居ります。このため、全東京支部に支部に勤員命令を降して抗議致し、本部では会中の支部に命令してあり、方法で抗議する。とになり、昨日その指令を共々した。警察が資本家の手先である以上、その暴圧や赤警隊宣傳に恐れたり、迷ひたりしては労働者に居てまじ人。飽くまでお互に團結して苦しい事々つら、事を打つ破つて正しい要求を最後には必ず勝つ。この確信を持つて進んで下さい。我々東京支部聯合会が諸君の斗争の目前に立ち後になりして大後しを打ます。このメッセイジを英雄的に打つて居る諸君にお渡す。

一九三〇、六、一〇

労働者東京支部聯合会